



平成 28 年 3 月 24 日

各 位

会 社 名 ポールトゥウィン・ピットクルー
ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 小 西 直 人
(コード番号：3657 東証第一部)
問合せ先 取締役管理部部長 山 内 城 治
(TEL：03-5909-7911)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 4 月 21 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会に、以下のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、「改正会社法」といいます。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能強化とコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の効率性を高める観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。
これに伴い、当該移行のために、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第 29 条の変更を行うものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の変更に伴う条数の変更及び字句の統一等、所要の変更を行います。

なお、本定款変更については、平成 28 年 4 月 21 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

以 上

(別紙)

変更の内容

(下線は変更箇所を示しております)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. 会計監査人 <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 1 2 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 1 3 条～第 1 5 条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 1 6 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <ol style="list-style-type: none">2 (条文省略) <p>第 1 7 条～第 1 8 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会 (削除)2. <u>監査等委員会</u>3. <u>会計監査人</u> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 1 2 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 1 3 条～第 1 5 条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 1 6 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定め<u>が</u>ある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <ol style="list-style-type: none">2 (現行どおり) <p>第 1 7 条～第 1 8 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> | <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、15名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> |
|--|---|

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役相談役、取締役名誉会長、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長各1名及び専務取締役並びに常務取締役若干名を定めることができる。

第23条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(新設)

(取締役会の決議方法)

第25条 (条文省略)

- 2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつ

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役相談役、取締役名誉会長、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長各1名及び専務取締役並びに常務取締役若干名を定めることができる。

第23条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 (現行どおり)

- 2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつ

たものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

2 (条文省略)

第27条 (条文省略)

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に従い、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とす

たものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

2 (現行どおり)

第28条 (現行どおり)

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に従い、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

(削除)

(削除)

る。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会の決議によつて選任する。

(削除)

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削除)

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(削除)

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(削除)

2 監査役全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(削除)

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(削除)

(監査役会規則)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(削除)

(報酬等)

第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(削除)

(監査役の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に従い、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

(削除)

(新設)

(新設)

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで監査等

| | |
|-----------|---|
| | <p><u>委員会を開催することができる。</u></p> |
| (新設) | <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> |
| (新設) | <p><u>(監査等委員会の権限)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会は、法令又は本定款に定めがある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> |
| (新設) | <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> |
| (新設) | <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |
| (新設) | <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> |
| (新設) | <p><u>(監査等委員会の招集者)</u></p> <p><u>第37条 監査等委員会は各監査等委員がこれを招集する。</u></p> |
| 第6章 会計監査人 | 第6章 会計監査人 |

| | |
|---|---|
| <p>第<u>40</u>条～第<u>41</u>条（条文省略）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第<u>42</u>条 会計監査人の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>43</u>条～第<u>45</u>条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> | <p>第<u>38</u>条～第<u>39</u>条（現行どおり）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第<u>40</u>条 会計監査人の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>41</u>条～第<u>43</u>条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（<u>社外監査役の責任限定契約に関する経過措置</u>）</p> <p>第<u>1</u>条 <u>第7回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p> |
|---|---|

以 上